

事 務 連 絡
平 成 2 4 年 4 月 1 6 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における退院調整加算等の届出について

平成24年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、退院調整加算に係る施設基準の届出については下記のとおりと致しますので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1. 平成24年3月31日時点において「慢性期病棟等退院調整加算2」又は「急性期病棟等退院調整加算2」に係る届出を行っている保険医療機関が、平成24年4月1日以降「退院調整加算」に係る届出を行う場合には、4月1日に遡って算定するための提出期限は、4月27日（金）までとすること。
2. 7対1入院基本料（経過措置）については、今後の検証においてその実態を把握する必要があるため、保険医療機関から7対1入院基本料（経過措置）の届出を受理する際には、新7対1入院基本料の施設基準の「平均在院日数、看護必要度の基準、看護配置」のいずれが満たせないのかを確認し、記録しておくこと。